

建築確認における
BIM 図面審査ガイドライン
(意見照会反映版)

令和 6 年 1 2 月

建築 BIM 推進会議 審査 TF

目次

1 はじめに	1
1-1 背景	1
1-2 ガイドラインの目的	1
1-3 用語の定義	1
1-4 適用範囲	3
2 BIM 図面審査の概要	4
2-1 BIM 図面審査の定義	4
(1) 提出物	4
(2) 申請および審査の手順	4
(3) 審査環境	4
(4) 審査の範囲	4
(5) 整合性確認の省略	5
2-2 BIM 図面審査の効果	5
3 入出力基準、設計者チェックリストおよび確認申請図書表現標準	6
3-1 入出力基準	6
3-2 設計者チェックリスト	6
3-3 BIM 図面審査における確認申請図書表現標準	6
4 審査環境	7
○BIM 図面審査の審査環境について	7
5 申請および審査の手順	8
STEP 1 申請図書作成～申請	8
○確認申請書 1～6 面作成・提出	8
○申請図書（図面）作成・提出	8
○設計者チェックリストの作成・提出	8
STEP 2 仮受付	8
○審査、指摘事項の送付、図書の補正等	8
STEP 3 受付・指摘対応	8
○受付	8
○審査	9
○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付）	9
○図書の補正等	9
STEP 4 適合性判定	9
○適合性判定	9
STEP 5 消防同意・確認済証交付・図書保存	10
○消防同意	10

○適合性判定.....	10
○確認済証の交付.....	10
○図書保存	10
STEP 6 施工・工事監理・中間検査・完了検査	10
○施工・工事監理・中間検査・完了検査	10
6 留意事項.....	12
6-1 BIM 図面審査の対象について	12
○分野別の申請について.....	12
○計画変更および軽微変更の申請について	12
6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について	12
○対象となる BIM ソフトウェアについて	12
○加筆の可否とその特定方法について.....	12
○PDF 形式の図書データへの変換方法およびデータのルールについて	13
○IFC データへの変換方法および IFC データのルールについて	13
○図書の補正等について.....	13
6-3 BIM 図面審査の審査について	14
○IFC データおよび PDF データが、同時に BIM データから出力されたことの確認に ついて.....	14
○モデル閲覧の可否 方法・範囲について	14
○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて	14
○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取り扱いについて	14
○ネイティブデータ利用の可否について	15
6-4 BIM 図面審査の図書保存について	15
○審査済データの保存環境について	15
○設計者チェックリストの保存について	15
○IFC データの保存可否・方法等について.....	15

1 はじめに

1-1 背景

建築業界全体の生産性向上を実現するため、建築のライフサイクルにおける各工程において、BIM データの活用・普及が求められている。

令和5年3月には、「建築 BIM の将来像と工程表（増補版）」において、新築する建築物のほぼ全てが経る確認申請を BIM データを用いて行うことができるようにすることで、申請・審査の効率化を図るとともに、共通化された BIM データやその伝達手法を社会に共有し、BIM の可能性を更に広げることを目的とし、BIM による建築確認の環境整備にかかるロードマップが示された。

ロードマップにおいては、「BIM 図面審査」「BIM データ審査」と段階的に BIM の導入・活用を進め、建築 BIM の社会実装に向けて取り組むこととされている。

「BIM 図面審査」については、BIM 活用の普及を後押しする段階として 2026 年春より開始することとされ、建築基準法施行規則、指針告示を●年●月に改正するとともに、本ガイドラインに加え、各種実施・支援ツール、審査者・申請者のための実務的なマニュアルが公開されている。

1-2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、建築確認における「BIM 図面審査」の方法・手順等について示すことを目的とする。

1-3 用語の定義

BIM (Building Information Modelling)

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

BIM モデル

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。

BIM データ

BIM モデルに加え、BIM ソフトウェア上で BIM モデルから作成した図書情報や 2D による加筆（2次元加筆）も含めた全体の情報をいう。

BIM ソフトウェア

BIM データを作成するためのソフトウェアをいう。

3D モデル

縦・横・高さの三次元座標で、仮想的に三次元形状を表すモデルをいう。

2 次元加筆

CAD や BIM ソフトウェアの 2D ツールなどを用いて 2 次元で表現することをいう。

CDE (Common Data Environment)

建築生産ライフサイクルにおいて設計・施工・製造・運用・維持管理などの各段階の関係者が、設計・施工情報（二次元、三次元、その他関連情報）を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。

ICBA 確認申請用 CDE

BIM 図面審査に用いる CDE のうち、国の支援により開発され、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により管理される予定の確認申請用 CDE をいう。

IFC (Industry Foundation Classes)

buildingSMART International※ が策定する、建築業界の BIM に関する標準化されたデジタル記述のオープンな国際規格のファイルフォーマットをいう。

※建設業界におけるデータの共有化および相互運用を目的とし、IFC の策定や標準化活動を行う国際団体。

<https://www.buildingsmart.org/>

ネイティブデータ

BIM ソフトウェアで作成されたソフトウェア固有の形式の BIM データのことをいう。

BIM ビューア

BIM ソフトウェアの無い環境でも BIM データを閲覧できるソフトのことをいう。一般に、編集機能はないが、BIM モデルの回転や拡大・縮小をすることができ、任意の切断面も見ることができるほか、BIM モデルの属性情報も見ることができる。

BIM 図面審査

BIM データから出力された図書を活用した建築確認における申請および審査の方法をいう。

→ 2 - 1 参照

明示すべき事項

建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条に規定する図書の記載事項をいう。

整合性確認

施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条に規定する図書の記載事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であることを確認することをいう。

BIM 図面審査においては、設計者の申告に基づき、その一部を省略することができる。

審査者

本ガイドラインにおいて、確認申請の審査を行う者（建築主事若しくは建築副主事又は建築基準法第 77 条の 24 に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）をいう。

適合性判定機関

本ガイドラインにおいて、構造計算適合性判定を行う者（都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関）および省エネ基準適合性判定を行う者（所管行政庁又は登録建築物エネルギー

ギー消費性能判定機関)をいう。

仮受付

確認申請の事前協議として、確認申請に先立ち図書を提出し、審査者が確認することをいう。

ICBA 電子申請受付システム

一般財団法人建築行政情報センター (ICBA) により整備される予定の電子申請受付システムをいう。

入出力基準

BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関する基準のことをいう。(→3-1 参照)

設計者チェックリスト

BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったこと等について、設計者が申告を行う書類をいう。(→3-2)

参考テンプレート

テンプレートとは、あらかじめ設定した BIM ソフトウェア上の作業環境のことをいう。参考テンプレートは、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定されたテンプレートをいう。

1-4 適用範囲

本ガイドラインは、建築基準法第 6 条第 4 項並びに法第 18 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する審査並びに法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査において、BIM 図面審査を行う場合に適用する。(→6-1 BIM 図面審査の対象について)

2 BIM 図面審査の概要

2-1 BIM 図面審査の定義

BIM 図面審査とは、BIM データから出力された図書を活用した建築確認における申請および審査の方法をいう。

入出力基準に従って作成された BIM データから出力された図書を活用することにより、図書の整合性確認を一部省略するほか、審査の参考として IFC データを活用することにより、建築確認のための審査を効率的に行うことができる。

(1) 提出物

- ・施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条に規定する図書の記載事項に規定する図書（図面及び書類）の電子データ

- ✓ 施行規則第 1 条の 3 第 1 項に定める別記様式（以降、「確認申請書 1～6 面」）
- ✓ 入出力基準に従って作成されたネイティブデータから出力された PDF 形式の図書。（以降、「BIM 由来の PDF 図書」）
- ✓ BIM ソフトウェア以外のソフトウェアにより作成された PDF 形式の図書。（以降、「BIM 由来でない PDF 図書」）

PDF 形式の図書は、施行規則第 1 条の 3 に基づく図書の種類と明示すべき事項を満たすものとする。

- ・IFC データ

BIM 由来の PDF 図書を出力したネイティブデータから同時に出力された IFC 形式のデータ。

- ・設計者チェックリストの電子データ
- ・各種計算書の電子データ
- ・その他必要書類等の電子データ

（→6-1 BIM 図面審査の申請図書の作成について）

(2) 申請および審査の手順

（→5 申請および審査の手順）

(3) 審査環境

（→4 審査環境）

(4) 審査の範囲

従前の建築確認における審査と同様に、図書に明示された事項に基づき審査を行うものとする。そのため、図書に明示されていない情報（IFC データのみに含まれる情報）に基づいた判断は行わない。（→6-3 BIM 図面審査の審査について）

(5) 整合性確認の省略

入出力基準に従って作成された BIM 由来の PDF 図書に関しては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

整合性確認を省略することができる対象は、設計者の申告に基づき、設計者チェックリストにより確認するものとし、審査者は、入出力基準に従って BIM データが作成されたことを確認することは要しない。

なお、整合性確認の省略の対象は、省略による効果、BIM の機能、設計者の負担の程度を考慮して設定しており、対象の範囲は、今後の検討により拡大することがあるが、個別の設計者・審査者の判断による省略対象範囲の拡大は認めない

2-2 BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査により期待される効果は、以下が想定される。

(共通の効果)

- ・ BIM モデルから図面を作成することによる整合性の向上
- ・ 確認申請用 CDE の活用による申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化

(主に設計者における効果)

- ・ 確認申請図書作成の効率化

(主に審査者における効果)

- ・ 3D モデルの閲覧による申請建築物等の形状理解の向上
- ・ 確認申請図書表現の統一による審査の効率化
- ・ 整合性確認の省略による審査の効率化

3 入出力基準、設計者チェックリストおよび確認申請図書表現標準

BIM 図面審査に用いる入出力基準、設計者チェックリスト、BIM 図面審査における確認申請図書表現標準の内容を示す。

3-1 入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関する基準であり、BIM データから出力された図書の「形状」、「表記」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準を定めたものである。入出力基準とは、BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記（＝出力）」方法を定めた基準であり、入出力基準に従い、BIM の基本機能を用いてオブジェクト形状の表示やオブジェクトに入力した属性情報の表記を行うこと、また、オブジェクトにより自動算出された数値や自動計算結果の表記を行うことにより、当該事項について図面間の整合性が確保されるものである。

BIM 図面審査においては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、設計者の申告に基づき、整合性確認を省略することができる。

具体の基準は、別紙 1 で定める。なお、〇〇において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定が行われた参考テンプレートが提供されている。なお、テンプレートの使用については、入出力基準を満たすことができるものであれば、任意のテンプレートを使用することができる。また、当該テンプレートが基準に適合するものであることを、審査者が確認することは要しない。

3-2 設計者チェックリスト

設計者チェックリストは、BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったことや、整合性確認の省略を申告する事項、使用した BIM ソフトウェア名等について、設計者が申告を行う書類である。入出力基準に従って作成された BIM データから出力された図書に関する整合性確認については、設計者チェックリストによる申告に基づき、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

具体の様式は、別紙 2 で定める。

3-3 BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

確認申請図書作成や審査の効率化・合理化のため、申請者・審査者に標準的な確認申請図書の表現を例示するものである。BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に従うことを推奨する。

具体の標準は、別紙 3 で定める。

4 審査環境

○BIM 図面審査の審査環境について

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び国土交通省の支援により整備が進められている ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。

ICBA 電子申請受付システムは、建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムとの連携や特定行政庁への通知・報告配信システムと連携機能を備えていることから、確認申請及び確認済証の交付等は ICBA 電子申請受付システムで行い、IFC データの閲覧および PDF 図書による審査は ICBA 確認申請用 CDE で行う。

また、ICBA 確認申請用 CDE は、審査機関が独自に運用している電子申請システム等との連携が可能なものとして開発されており、当該環境を用いて BIM 図面審査を行うこともできる。

なお、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。審査環境に求める要件は別途定める。

5 申請および審査の手順

申請および審査の手順を以下に示す。下線部は BIM 図面審査に求める必須の要件とする。

その他の記載については、ICBA 電子申請受付システムおよび ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の確認申請の手順の例であり、審査の環境により適切な方法で実施が可能なものとし、計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

STEP 1 申請図書作成～申請

○確認申請書 1～6 面作成・提出

- ・申請者は、確認申請書 1～6 面を作成し提出する。

○申請図書（図面）作成・提出

- ・設計者は、入出力基準に従って BIM ソフトウェアで BIM データ（ネイティブデータ）を作成し、BIM ソフトウェアにより PDF 形式の図書を出力する。

※入出力基準に従った BIM データの作成支援のため、参考テンプレートが公表されている。（→2-1 入出力基準）

- ・申請図の基となった BIM データを、BIM ソフトウェアにより IFC データに変換する。

※PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同時に出力するものとする。（→6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データおよび PDF データが、同時に BIM データから出力されたことの確認について）

- ・PDF 形式の図書および IFC データを提出する。

○設計者チェックリストの作成・提出

- ・設計者は設計者チェックリストを作成し提出する。

STEP 2 仮受付

○審査、指摘事項の送付、図書の補正等

- ・仮受付を行う場合、審査者は、STEP 3 受付と同一のフローにより審査・指摘・図書の補正等を実施する。

（→6-3 BIM 図面審査の審査について ○ネイティブデータ利用の可否について）

STEP 3 受付・指摘対応

○受付

- ・審査者は提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないか等、受け付けるための要件に適合するか確認を行う。

- ・この際、IFC データの確認を行い、データに不備がある場合は BIM 図面審査としての引受は行わず、申請者および設計者と協議の上、IFC データの再提出を行うか、通常の電子

申請として取り扱う。(→6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある
場合の取り扱いについて)

- ・また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた
め、チェックリストの再提出を求めるか、通常の電子申請として取り扱う。

○審査

- ・審査者は確認申請用 CDE にアクセスし、PDF 形式の図書を用いて、審査を行う。
- ・審査者は、設計者チェックリストに基づき、整合性確認の省略の申告が行われた図書の該
当事項については、確認を省略する。その他の図書および事項については、これまで通り
整合性確認を行う。
- ・審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査す
る。
- ・IFC データを BIM ビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。
(→6-3 BIM 図面審査の審査について)

○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付）

- ・審査者は、申請図書等に不備がある場合には、審査結果を通知し、補正等を求める。

○図書の補正等

- ・設計者は、補正等の項目に対応し、BIM データの修正を行って、PDF 形式の図書および
IFC データを再度作成する。
- ・修正した PDF 形式の図書、IFC データおよび補正等への回答を再度審査者に提出する。
(→6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について ○図書の補正等について)
- ・審査者は、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。
※ICBA 確認申請用 CDE を用いる場合、CDE に実装された PDF 形式の図書の差分チェ
ック機能を利用することができる。
- ・審査者は、修正データにより補正等への対応状況を確認する。

STEP 4 適合性判定

○適合性判定

- ・適合性判定機関は、確認申請用 CDE 上で審査を行い、確認申請用 CDE を活用し、審査
結果を通知する。
- ・申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等を行い、構造計算適合性判定にお
いては、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度
提出する。
- ・適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への
対応状況を確認する。

- ・適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。
- ・審査者は、適合性判定機関の補正等の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。
- ・審査者と適合性判定機関での補正等に対応し、図書の同一性は確保されるため、審査者は適合性判定図書との整合性確認は不要となる。

STEP 5 消防同意・確認済証交付・図書保存

○消防同意

- ・審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下、「消防長等」という。）に同意を依頼する。
- ・消防長等は、確認申請図書を確認し、審査結果を通知する。
- ・消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝え、申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。
- ・消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。

○適合性判定

- ・適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。

○確認済証の交付

- ・審査者は消防同意および適判の通知書受領後、確認済証を交付する。
- ・申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。

○図書保存

- ・審査者は法定の期間、交付した PDF 形式の図書を正本として保存する。
(→6-4 BIM 図面審査の図書保存について)

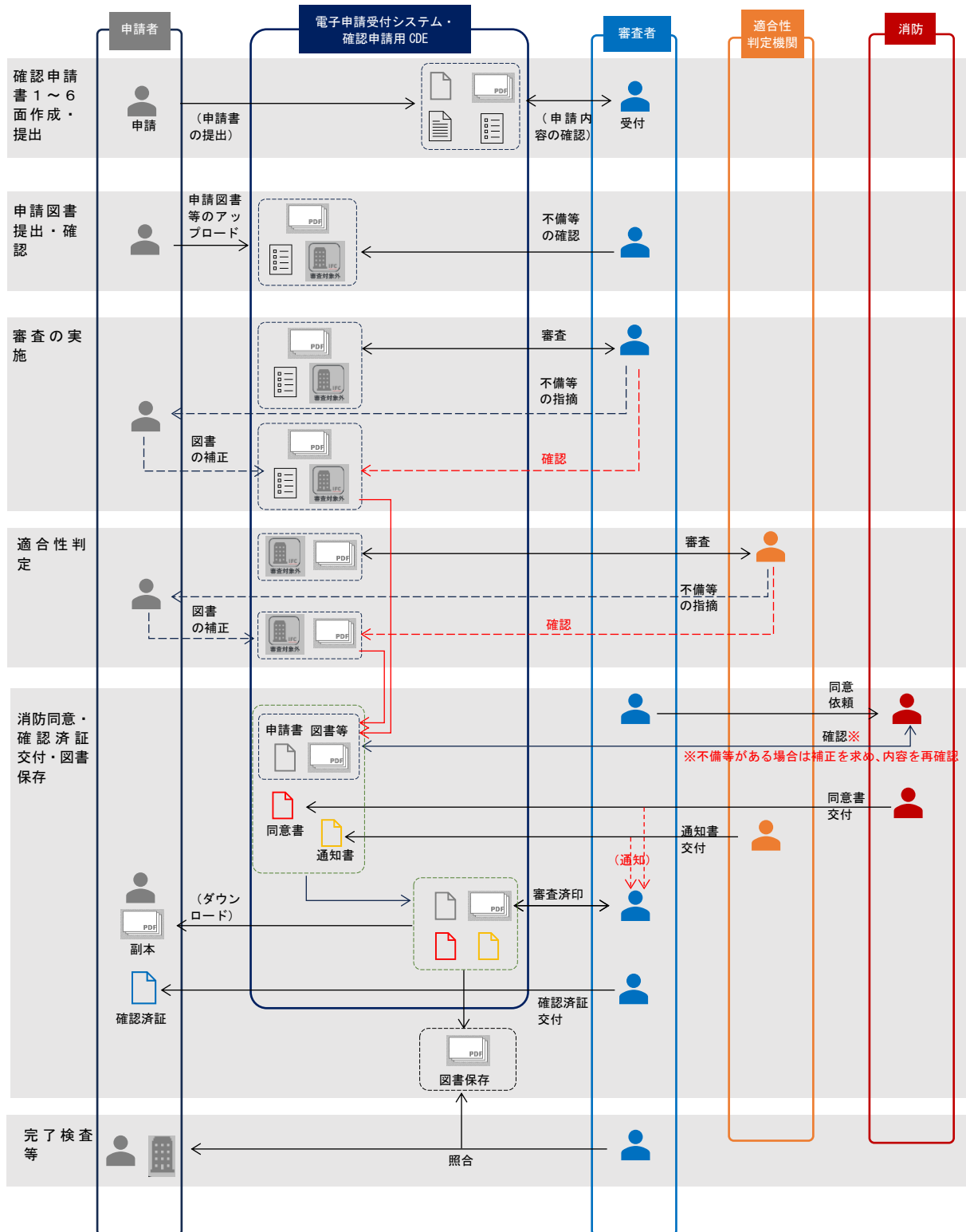
STEP 6 施工・工事監理・中間検査・完了検査

○施工・工事監理・中間検査・完了検査

- ・施工者、工事監理者は副本と、確認済証を基に施工、工事監理を実施する。
- ・審査者は保存された正本を用いて中間検査および完了検査を実施する。

※IFC データは審査済図書には含まれないため、IFC データとの照合による検査は認めない。

BIM 図面審査の流れ



6 留意事項

6-1 BIM 図面審査の対象について

○分野別の申請について

BIM 図面審査の適用範囲については、設計者チェックリストにより申告するものとする。そのため、意匠・構造・設備など、それぞれの分野単独で BIM 図面審査として申請することが可能である。

この場合、BIM 図面審査の対象となる分野の図書については、BIM データを作成して当該 BIM データから出力された PDF および IFC データを提出し、その他の分野については BIM 由来でない PDF 図書として PDF 形式の図書を提出することとする。

○計画変更および軽微変更の申請について

BIM 図面審査は、計画変更および軽微変更にも適用が可能である。前願の申請により対応が異なるため、以下の事項に留意されたい。

□前願が BIM 図面審査の場合、計画変更および軽微変更についても同様に BIM 図面審査として申請が可能である。

- ・申請の際、従前行われている通り変更点を明示した図書の提出が必要である。(PDF データによる差分チェックが可能であることを理由とした省略は不可とする。)
- ・前願の BIM データを修正して作成し、変更前後の図書がともに BIM データから出力された場合は、整合性確認の省略について申告が可能となる。

□前願が BIM 図面審査でない場合、以下の条件に基づき BIM 図面審査としての申請が可能である。

- ・申請の際、上記と同様に変更点を明示した図書の提出が必要である。
- ・変更後の図書を BIM データから出力した場合、変更後の図書間における整合性確認の省略について申告が可能となる。

6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について

○対象となる BIM ソフトウェアについて

BIM 図面審査において、BIM 由来の PDF 図書を作成することができる BIM ソフトウェアは、入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書および IFC データの出力が可能なソフトウェアとする。BIM 由来でない PDF 図書の作成にかかるソフトウェアについてはその限りでない。

○加筆の要否とその特定方法について

PDF 形式の図書による BIM 図面審査においては、PDF 形式の図書の記載事項が、BIM モ

1 デルに由来する各図面において共通化された情報であるか、各図面に対し文字や数値等の情
2 報として付加された情報（2次元加筆）かどうかにより、図面間の整合性の確保のされやす
3 さに違いがある。

4 そのため、整合性確認の省略を申告する図書の、省略を申告する事項（入出力基準に従い
5 作成することで、図書の整合が担保される事項）については、図書間の整合性を阻害する2
6 次元加筆を行ってはならない。

7 なお、整合性確認の省略対象外となる事項（単一の図書にのみ表現され、整合性確認の対
8 象とならない事項や、整合性確認の省略について申告を行わない事項）についてはこの限り
9 でない。

10 2次元加筆を行った場合、当該事項は整合性確認の省略を申告できず、通常の実合性確認
11 を行う対象となる。

13 ○PDF 形式の図書データへの変換方法およびデータのルールについて

14 BIM 由来の PDF 図書については、BIM ソフトウェア上で PDF 形式の図書に変換すること。
15 また、確認申請用 CDE による PDF 図書間の差分チェックを可能とするため、ベクター
16 形式とすること。

17 PDF 形式の図書は、すべてを1ファイルにする必要はない。ファイル分割のルールやファ
18 イル名のルールについては、審査者において必要に応じ定める。

20 ○IFC データへの変換方法および IFC データのルールについて

21 BIM ソフトウェア上で IFC データに変換することを想定する。

22 IFC データのバージョンは IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称 IFC2×3）とし、
23 BIM 図面審査に特化したデータ変換のための設定（一般に IDM/MVD と呼ばれるもの）
24 は行わない。

25 IFC データは、1ファイルとする必要はない。意匠・構造・設備でファイルを分割する、
26 分野別で高層部・低層部でさらに分割して提出することが可能なものとする。

27 ただし、意匠・構造・設備など、複数の IFC データを提出する場合は、原則としてそれ
28 ぞれの IFC データの原点および座標系（位置、方向および単位）を合わせ、ビューア上で
29 重ね合わせが可能な仕様とすること。

31 ○図書の補正等について

32 補正時の提出データについて、修正時は原則として BIM データを修正し、BIM データか
33 らの PDF 形式の図書および IFC データの出力を行う。提出の際は PDF 形式の図書および
34 IFC データの再提出が必要となる。

35 PDF 形式の図書については、修正範囲のみの提出でよい。また、IFC データについて
36 も、データが分割されている場合などは修正範囲のデータのみ提出でよい。

設計者チェックリストについては、指摘や修正にともない、設計者チェックリスト記載の内容に変更があった場合は再提出とするが、内容に変更がない場合はその限りでない。

6-3 BIM 図面審査の審査について

○IFC データおよび PDF データが、同時に BIM データから出力されたことの確認について

BIM 由来の PDF 図書及び IFC データが、同一の BIM データから同時に書き出されたものであることの確認とは、変更の加えられていない同一のデータから BIM 由来の PDF 図書および IFC データがともに変換されていることを、設計者の申告に基づき確認することを意味する。

そのため、審査者は、BIM ソフトウェアにより同時刻に出力されていることの確認や、IFC データと PDF 形式の図書の重ね合わせ等により確認を行うことは要しない。

○モデル閲覧の要否 方法・範囲について

IFC データは、3次元モデルによる形状の理解等に利用し、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。ただし、別に示す通り、IFC データに不備がある場合は BIM 図面審査として受け付けることはできないため、審査者は IFC データに不備がないか確認することが必要である。

ICBA 確認申請用 CDE が備える IFC データが閲覧可能な BIM ビューアは、3次元モデルを自由に回転・拡大・任意の位置での切断が可能な仕様とし、属性情報の閲覧や寸法の測定等も可能とする予定である。

○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて

BIM 図面審査において、IFC データは建築物の形状の理解を助け、審査を円滑に進めることに加え、申請図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的としている。そのため、提出された IFC データに不備やデータの欠落等があり、BIM ビューアにより十分に視認できない場合、当該目的を達成することができないことから、当該申請は BIM 図面審査の対象とすることはできないものとする。

この場合、要件に適合する IFC データの再提出により BIM 図面審査として取り扱うか、通常の電子申請として受け付け、整合性確認も従前どおり行うこととするかのいずれかである。

IFC データの不備の例：明らかに別プロジェクトのデータなど、図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を申告する場合において、意匠と構造の IFC データが重ならない場合など。

○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取り扱いについて

IFC データの確認により疑義が生じた場合（PDF 形式の図書に明示がないが、IFC データの確認により寸法不足が疑われる場合等）は、設計者に指摘を行い、PDF 形式の図書に明示

1 を求め、PDF 形式の図書に基づき判断を行うものとする。

2
3 ○ネイティブデータ利用の可否について

4 BIM 図面審査において、ネイティブデータの活用は想定していない。

5 なお、申請者および審査者の協議によりネイティブデータを活用し、合理的に審査を行う
6 ことは妨げない。

7
8 **6-4 BIM 図面審査の図書保存について**

9 ○審査済データの保存環境について

10 保存の対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各機関の判断によるものとす
11 る。

12
13 ○設計者チェックリストの保存について

14 申請図書の一部として保存を求める。

15
16 ○IFC データの保存要否・方法等について

17 IFC データは審査対象でないことから、法定保存の対象としない。また、審査者は申請者
18 に対し、副本としての IFC データの交付も行わない。

19 IFC データを用いた中間検査・完了検査は行わない。

20 審査に活用した IFC データについては、審査者の責任において、適切な環境により保存す
21 るか、破棄するものとする。